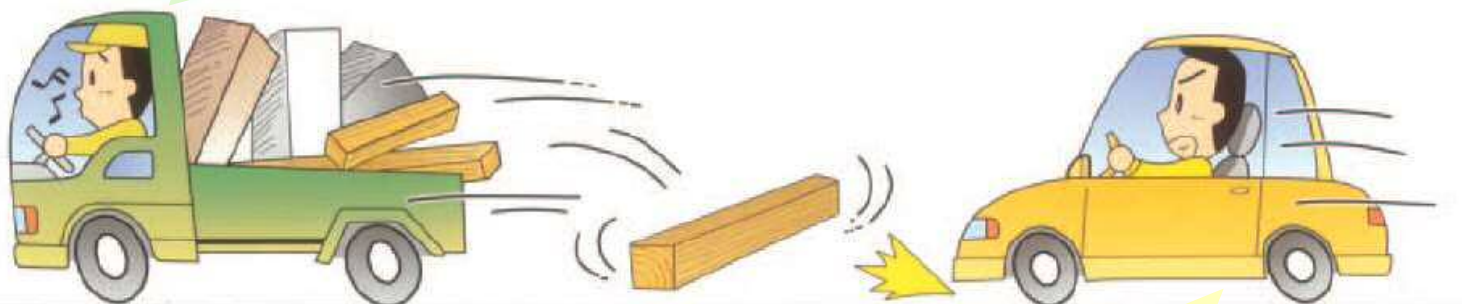


落下物事故に注意

落下物発見時は **#9910** に通報をお願いします!
道路緊急ダイヤル

走行前に…

- ✓ 積荷はしっかり固定!
- ✓ シートをかぶせて落下防止!
- ✓ 空荷のときも荷台の小物に注意!



走行中は…

- ✓ 制限速度を守り、スピードは控えめに!
- ✓ 車間距離を十分にとり、
脇見運転はしないようにしましょう!

落下物を見つけたら…



道路緊急ダイヤル

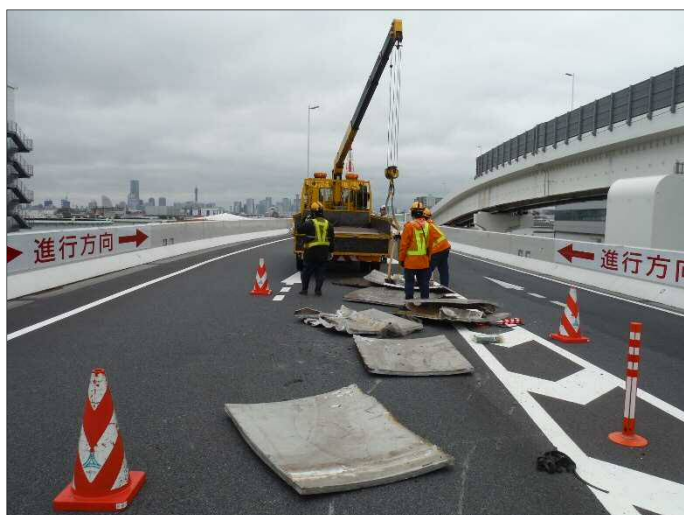
#9910

音声ガイダンスが流れます。首都高は〈1〉を選択して下さい。

首都高速道路株式会社・高速道路交通警察隊

落下物は落とし主 の責任です!

実際にあった落下物



落下物により他のお客様に損害を与えた場合、**落とし主に損害賠償の責任**が生じます。
落下物による損害に対しては、首都高では責任を負いかねます。

首都高の取り組み

- ・パトロールや定期清掃を実施し、落下物の早期発見・早期回収に努めています。
- ・24時間通報を受理できる体制を整えています。
- ・落下物を確認した際は、情報板にてお知らせしています。
- ・主な料金所で積載方法の指導などを実施しています。



**事故・故障・落下物など、緊急時は
#9910 (通話料無料) にご連絡ください。**

緊急事案以外のお問い合わせは
首都高お客様センターへ

■ 電話：03-6667-5855 (24時間年中無休)
■ FAX：03-3249-1161 (聴覚障害の方専用)



交通集中等による渋滞の中、**わき見運転による追突事故**や**左右の車両の動きの確認を怠り車線を変更し、他の車両に接触する事故**が多発しています。前後左右の車両の動きを確認した上で安全運転をお願いします。



道路緊急ダイヤル



事故・故障・落下物等発見したら

#9910

首都高は、1を選択してください。

※ 道路交通法により運転中の通話は禁止されています。
安全な場所に停車しておかけ下さい。

落下物を発見した際や事故等を起こした際は、道路緊急ダイヤル「#9910」や非常電話をご利用の上、通報をお願いします。
※首都高に関する緊急通報は「1」を選択





渋滞の最後尾において、わき見運転等による前方不注意が原因で、追突する重大事故が発生しています。前後の車両の動き等に注視していただき安全運転をお願いします。



⚠️ 最後尾では…

渋滞の中や後尾では、追突事故が発生しやすい状況になります。前方で渋滞を発見し、低速走行や停止する場合は、**ハザードランプ**を点灯し、前方車両とは距離を離して停止しましょう。

道路緊急ダイヤル



事故・故障・落下物等発見したら

#9910

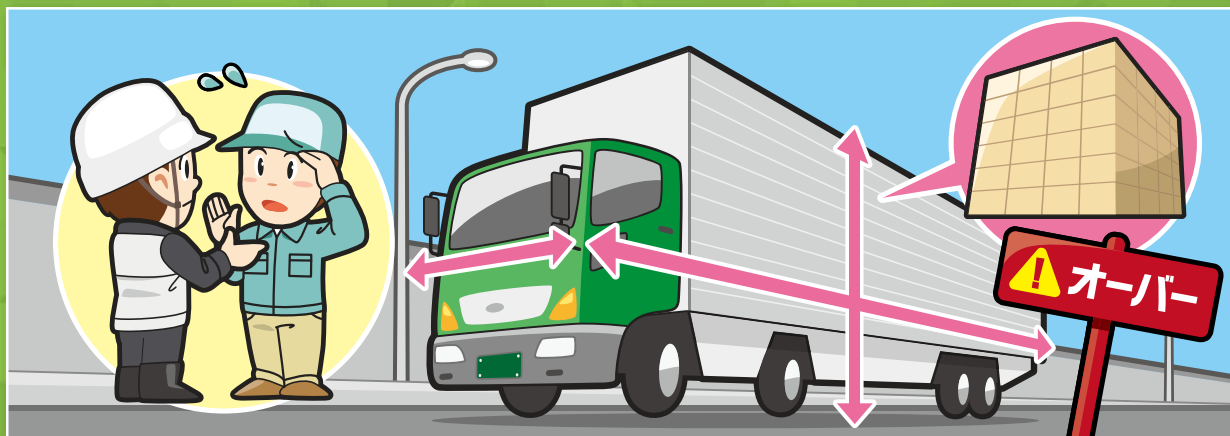
首都高は、1を選択してください。

※ 道路交通法により運転中の通話は禁止されています。安全な場所に停車しておかけ下さい。

落下物を発見した際や事故等を起こした際は、道路緊急ダイヤル「#9910」や非常電話をご利用の上、通報をお願いします。
※首都高に関する緊急通報は「1」を選択



首都高速道路の車両制限について



道路は一定の構造基準により造られています。このため、道路法及び車両制限令では、道路の構造を保全し、交通の危険を防止するため、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度（一般的制限値）を次のとおり定めています。

最高限度（一般的制限値）	
総重量	20.0t
輪荷重	5.0t
軸重	10.0t
隣接軸重	18.0~20.0t
長さ	12.0m
幅	2.5m
高さ	3.8m
最小回転半径	12.0m

重さ指定道路については、車両の長さや最遠軸距に応じて、**最大25.0t**まで許可なく通行できます。

左記の制限を超える**特殊な車両**を通行させるときには通行しようとする道路の道路管理者に申請し、**許可を受けなければなりません。**

高さ指定道路については、一定の条件下で**4.1m**まで許可なく通行できます。

首都高速道路の取組み

車両制限令違反の取締強化

首都高速道路(株)では重量超過等の違反が後を絶たず、道路を著しく劣化させる要因となっていることを踏まえ、道路構造の保全、道路法令違反抑止及び安全走行の啓発を目的として、違反車両に対する徹底した指導取締りを強化しています。

大口・多頻度割引停止措置等の適用

車両制限令違反の取締強化と共に、平成28年10月1日より首都高速道路も大口・多頻度割引停止措置等の適用対象となりました。なお、詳しい内容等については当社HPを参照ください。
www.shutoko.co.jp/company/press/h28/data/09/29_stop/

- ご注意**
- 許可証は車両に備え付けていますか？ → **車両に備え付けていなければ無許可通行と同じ罰則が適用されます。**
 - 許可証に記載された通行経路を守っていますか？ → **通行経路以外の路線は無許可通行となります。**
 - 許可証の期限が過ぎていませんか？ → **期限切れは無許可通行となります。**
-
- 罰則**
- 許可なく又は許可条件に反して特殊な車両を通行させた者、又は道路監理員の命令に違反した者等に対しては、罰則が定められています。この罰則は、違反した運転手ばかりでなく、事業主体である法人等にも同じように科されます。

通行制限区分図



首都高速道路株式会社 (特殊車両担当窓口) **03-5640-4837**

<http://www.shutoko.jp/use/restriction/about/>

